

ハローケア訪問看護ステーション桔梗

介護保険給付下における指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）ステーションの運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人社団ハートランドが開設する指定訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護および指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業者（以下「看護師等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護および指定介護予防訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、適正な指定訪問看護および指定介護予防訪問看護を提供することを目的とする。

（指定訪問看護の運営の方針）

- 第2条 1 ステーションの看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス・居宅介護支援事業者等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする

（指定介護予防訪問看護の運営の方針）

- 第3条 1 ステーションの看護師等は、要支援者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス・居宅介護支援事業者等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする

（事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 ハローケア訪問看護ステーション桔梗
- 2 所在地 三重県名張市西原町2628番地1

（職員の職種、員数及び職務内容）

第5条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 1 管理者 看護師 1名
管理者は、ステーションの従業者の管理及び指定訪問看護等の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- 2 看護師等 看護師 26名
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 実情に応じた適当数を配置する看護師その他の従業者は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護等の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の休日、12月31日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。
- 3 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとり緊急時訪問看護体制を施す。

(指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の内容及び利用料等)

第7条 指定訪問看護等の内容は、特別管理看護体制を施す次のとおりとする。

- 1 病状 障害の観察
- 2 清拭・洗髪による清潔の保持
- 3 食事及び排泄に関する支援・指導
- 4 褥瘡の予防・処置
- 5 リハビリテーション
- 6 ターミナルケア
- 7 認知症患者の看護
- 8 服薬・食事療法の管理・指導
- 9 療養・介護方法の指導・支援
- 10 医師の指示に基づく医療処置

(利用料等)

第8条 1 指定訪問看護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護等が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合の額とする。

(※厚生大臣が定める基準(＝介護報酬告示)は、事業所の見やすい場所に掲示)

- 2 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に事前に説明をした上で、利用者の同意を得なければならない。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、名張市・伊賀市の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

- 第10条 1 介護予防訪問看護実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医に連絡し適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は緊急搬送等の必要な処置を行うものとする。時間外に発生した場合は主治医(医療機関)との連絡方法を知らせておき、連絡を待ち対応する。
- 2 看護師等は前項についてしかるべき処置を行った場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- 2 虐待防止のための指針の整備
- 3 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

（その他運営についての留意事項）

第12条 1 訪問看護ステーションは、看護師等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

※ 継続研修 年3回以上

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、すべての従業者に対し、健康診断等を定期的実施するとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 6 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団ハートランドとステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 8 サービスに関する利用者からの苦情に対して、円滑かつ迅速に対応するため、担当者の配置、改善措置、記録の整備等必要な措置を講じる。
- 9 事業所は、必要な記録・帳簿等を整備し、保存する。記録の保存期間は、サービス提供の日から5年間とする。

附 則 この規程は、令和2年4月1日より施行する。
この規程は、令和5年10月1日より施行する。
この規程は、令和6年4月1日より施行する。